

## 令和4年度における国民健康保険税率等の改定について

## 1 これまでの協議決定事項等

- (1) 令和3年度 第1回入間市国民健康保険運営協議会（開催日：令和3年5月25日）
- 税率改定で見込む額を1億5,000万円とする。
  - 賦課方式の2方式への移行は、令和4年度の改定ではなく、次回の税率等の改定時(令和7年度の見込み)とする。
- (2) 令和3年度 第2回入間市国民健康保険運営協議会（開催日：令和3年8月3日）
- 改定案として3案を提示。

	医療給付費分				後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行	7.4%	10.0%	20,000円	3,000円	2.0%	8,000円	1.4%	12,000円
案①	7.4%	10.0%	20,000円	3,000円	2.4% (+0.4%)	10,000円 (+2,000円)	1.6% (+0.2%)	13,000円 (+1,000円)
案②	6.9% (△0.5%)	10.0%	20,000円	3,000円	2.7% (+0.7%)	10,000円 (+2,000円)	2.0% (+0.6%)	15,000円 (+3,000円)
案③	5.8% (△1.6%)	10.0%	26,000円 (+6,000円)	3,000円	2.3% (+0.3%)	13,000円 (+5,000円)	2.5% (+1.1%)	18,000円 (+6,000円)

改定箇所：網掛けの枠内

- 案① … 均等割の増額を抑制することにより低所得者の負担増を抑制し、介護分の増額幅を抑えることにより中間所得者層の負担増の軽減を図っている。3つの案の中で、被保険者への影響の幅が最も小さくなる。
- 案② … 「支援金分」の均等割の増額が抑制されていること、及び「医療分」の所得割が引き下げられていることにより、「介護分」が賦課されない被保険者については負担増が最も抑制される。  
「介護分」については所得割、均等割とも案①より税率等が高くなっているため、「介護分」が賦課される被保険者の負担は案①より大きくなる。
- 案③ … 低所得者層の負担増は3つの案の中で最も大きくなるが、所得割は引き下げられるため、中間～高額所得層の被保険者の負担は軽減される。3つの案の中で、被保険者への影響の幅が最も大きくなる。  
標準保険税率との差異は応能・応益割比率を含めて最も小さくなる。

## [賦課額の増減]

	負担減 最大 (世帯)	平均		負担増 最大 (世帯)
		1世帯あたり	1人あたり	
案①	—	+6,819円	+4,383円	+48,200円
案②	△23,500円	+6,992円	+4,495円	+86,600円
案③	△99,500円	+6,979円	+4,486円	+100,100円

## 2 今回の協議事項

- (1) 答申とする改定内容の決定
- 第2回入間市国民健康保険運営協議会で提示した3案の中から決定する。
- (2) 答申書(案)についての協議 ※ 資料1\_(2)及び資料1\_(3)参照